

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年8月1日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



新潟県後期高齢者医療広域連合訓令第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式規程の一部を改正する規程

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式規程（平成21年新潟県後期高齢者医療広域連合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式第9号を次のように改める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 改正前の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則による様式規程に定める様式による用紙の残存するものについては、これを適宜修正して使用することができる。

